平成２９年（フ）第１４２１号
東京都清瀬市旭が丘２丁目１番４―102号
債務者　髙柳　徳子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５０６号
東京都八王子市台町４丁目32番12号リ・ヴィエール八王子101号
債務者　関田　俊二
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５２号
東京都三鷹市牟礼２丁目14番６―104号
債務者　九島　和枝（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３号
東京都小金井市前原町３丁目５番16号けやきハイム103
債務者　鈴木　秀登
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８５号
静岡県田方郡函南町畑毛13番地の５
破産者　株式会社ウィスラー・ジャパン
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
千葉県香取市木内899番地
破産者　鈴木　克幸
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１０６号
富山市八尾町福島511番地
破産者　有限会社池畑工務店
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０７号
愛知県東海市中央町１丁目297番地
破産者　株式会社セレンドコーポレーション
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３５号
愛知県春日井市浅山町１丁目３番55号
破産者　株式会社床屋コクーン
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２２号
神戸市東灘区深江本町４丁目３番２号
破産者　フォレストジャパン株式会社
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５１号
（最後の住所）神戸市中央区日暮通１丁目５番16―402号
破産者　亡藤田英雄相続財産
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県川西市東多田１丁目25番16号
破産者　有限会社中建
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
兵庫県尼崎市潮江５丁目７番20号
破産者　株式会社クエスト
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５号
茨城県牛久市田宮町531番地332
破産者　有限会社小椋産業
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
静岡県三島市中央町３番47号
破産者　有限会社カナリヤ鞄店
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
三重県津市久居元町1866番地　ディアス元町203、前住所三重県津市戸木町1990番地
破産者　箕田　克巳
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１７号
三重県四日市市元新町３番９号
破産者　藤澤　尚子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
三重県四日市市中川原１丁目５番36号　メゾンドールＣ棟201
破産者　佐脇　倫子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１０号
長野県上田市真田町長4421番地
破産者　大塚　良治
1　決定年月日　平成30年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部